

本日の会議に付した事件

令和2年第2回山元町議会臨時会

令和2年5月18日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 報告第 8号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（山元町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）
- 日程第11 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）
- 日程第12 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第2号）
- 日程第13 議案第28号 山元町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第29号 新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例
- 日程第15 議案第30号 山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第31号 山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第32号 令和2年度山元町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第33号 令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 同意第 3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

午前10時00分 開 議

議長（岩佐哲也君）ただいまから令和2年第2回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議場の議席については、3密を回避するために、議員並びに執行部の座席を隣り合わせないように1つ置きに配置することなどの工夫をしておりますので、議場に入場する説明員については、一度に全員が入場出来ない状況であります。よって、議事日

程ごとに説明員が入場、退場を随時行うことをあらかじめ許可しますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（岩佐哲也君） 日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、11番菊地康彦君、12番高橋建夫君を指名します。

議長（岩佐哲也君） 日程第2． 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

会期は本日1日限りに決定しました。

議長（岩佐哲也君） これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりです。

議長（岩佐哲也君） ここで、副町長菅野寛俊君から副町長就任の挨拶をしたいとの旨の申出がありますので、山元町議会先例33番により、発言を許可したいと思います。

副町長菅野寛俊君、登壇願います。

副町長（菅野寛俊君） はい、議長。皆様おはようございます。

去る3月に開催されました令和2年第1回山元町議会定例会におきまして、議会の選任同意を賜り、4月1日付をもちまして副町長を拝命いたしました菅野寛俊でございます。

東日本大震災からの発災から、はや9年が経過いたしました。本町ではこれまでの間、議員各位のご理解の下、国・県など関係機関はもとより、全国各地の多くの方々からのご支援に支えられ、復旧・復興の歩みを着実に進めてまいることが出来ました。復興まちづくりが最終ステージを迎える中、これまでの震災復興における事業の継続性も加味しながら、改めて町の置かれた現状と課題に向き合って各種事業を実施し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進める必要がございます。

町民の皆様が住んでよかったと思える、元気で快適、安全・安心なまちづくりに向け、微力ではございますが、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、議員各位にはこれまで同様、温かいご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

なお、今年度の初議会でありますので、本来であれば4月1日付の人事異動に伴う執行部側説明員、課長等の紹介をさせていただくところではございますが、コロナ禍の状況を鑑み、本日は出席者を絞っておりますことから、6月の第2回定例会にて改めて紹介の場面をお願いしたいと考えておりますので、その節はよろしくようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君） 日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今臨時会に提出された議案等16件を山元町議会先例66番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和2年第2回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、私からの提案理由説明及び各課長からの議案説明において、「新型コロナウイルス感染症」に係る箇所が相当数ございます。最初の読み上げる分を除きまして、「新型」と「ウイルス」の部分の読み上げは省略させていただき、以下、「コロナ感染症」と申し上げますことをあらかじめご理解願いたいというふうに存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、昨年12月以降、中国を初め、世界各地において発生し、1月に日本国内における初の感染者を確認して以降、全国各地において急速な広がりを見せ、現在約1万6,000人の感染者が報告されております。県内においては、2月29日に最初の感染者の報告があり、それ以降、感染者は5月14日現在で88名となり、このうち、本町においても1名の感染者が確認されております。罹患された皆様に対し、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早く回復されますことをお祈り申し上げます。

コロナ感染症の広がりにより、国は、先月7日、感染者数の多い7都道府県に緊急事態宣言を発令、16日にはその対象を全都道府県に拡大し、ゴールデンウィークが明ける今月6日までは不要不急の外出の自粛やイベント等の開催自粛、公共施設の休館、学校の休校など、感染拡大防止対策の徹底について要請しており、期間については今月31日まで延長されましたが、本県の新規感染者が2週間程度報告されていないことなど、解除の基準を満たしたことから、本日付で解除されております。

また、県におきましては、国の緊急事態宣言を受け、緊急事態措置を実施するとともに、先月24日には東北・新潟緊急共同宣言、今月8日には東北・新潟共同メッセージを発表し、都道府県をまたいだ移動の自粛など、感染拡大防止対策の徹底を要請しているところであります。

本町におきましても、県内で最初の感染者が報告された以前から、備蓄用マスクを妊婦・透析治療者等基礎疾患の方を初めとした町民の方々等へ配布するとともに、町民の皆様にはマスクの着用やせきエチケットの励行、手洗い、手指消毒の徹底等の基本的な感染拡大防止対策や、密閉・密集・密接の、いわゆる3つの密を避ける行動のお願い、啓発チラシの各戸配布による感染症拡大防止普及啓発活動など、感染拡大防止対策に取り組んでまいりました。また、県の緊急事態措置に応じ、小中学校の臨時休業、保育所等の休所、生涯学習関係施設の休館、公園の複合遊具使用禁止等の対策も講じてまいりました。

今月13日には、岩佐議会議長から、町民の安全・安心を最優先としつつ、町民生活の安定と町内経済の安定を図り、町民の不安が一日も早く解消するよう、町の積極的な支援を求めるコロナ感染症対策に関する要望書の提出をいただきました。

今般、本県は緊急事態宣言が解除されましたが、それは出口ではなく、通過点にすぎませんので、引き続き気を緩めることなく、事態の推移に即した感染拡大防止に関する取組を継続しながらも、スピーディーな緊急経済対策に取り組むため、議会と執行部が一体となり、感染症という国難克服に向けて、町民の命と暮らしをしっかりと守ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係について申し上げます。

報告第8号専決処分の報告については、山元町埋蔵文化財収蔵庫建設工事について、施工内容の軽微な変更等に伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、急施専決処分に係る承認議案について申し上げます。

承認第2号及び第3号については、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町町税条例等及び山元町国民健康保険税条例の一部を改正し、今年4月1日から施行する必要があったこと。

承認第4号については、地域再生法の省令の一部を改正する省令の施行に伴い、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正し、今年4月1日から施行する必要があったこと。

承認第5号については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、山元町介護保険条例の一部を改正し、今年4月1日から施行する必要があったことから、専決処分をしたものであります。

承認第6号については、新型インフルエンザ等感染拡大防止のために備える物品を迅速かつ安定的に確保するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第7号については、令和元年度山元町一般会計補正予算・専決第4号であります。今回の一般会計補正予算は、年度末を迎え決算額が確定した地方交付税や地方消費税交付金等の国・県交付金や寄附金収入等について、既定予算額との差額分を計上するとともに、令和元年度一般会計補正予算（第4号）において、誤って減額した漁港環境整備事業費を増額したほか、奨学基金については、貸付金回収の増に伴う基金への積立て、また、貸付実績の減により基金取崩し額を減額計上しております。そのほか各種補助事業費の確定に伴う国庫支出金や過年度の県営農業農村整備事業等の実績に伴う負担金の精算について歳入計上し、最終的な財源措置として財政調整基金取崩しを増額した結果、歳入歳出それぞれ約3,000万円を増額し、総額124億8,000万円余とする補正予算として専決処分したものです。

承認第8号令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第1号については、国のコロナ感染症緊急経済対策として、家計への経済的支援を目的とした特別定額給付金給付事業に関する経費を計上しており、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ約12億3,000万円を増額し、総額約126億1,000万円余とする補正予算として専決処分したものです。

承認第9号令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第2号については、コロナ感染

症防止対策のため、町独自の支援策として、マスクや抗菌剤、アルコールジェルを購入し、各戸等に配布するための経費を計上しており、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ約3,000万円を増額し、総額約126億4,000万円余とする補正予算として専決処分したものであり、議会の承認を求めるものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第28号山元町町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第29号コロナ感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例については、コロナ感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免を行うため、新たに条例を制定するもの。

議案第30号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、被保険者がコロナ感染症に感染したとき、または、発熱等の症状があり感染が疑われる場合、療養のため労務に服することが出来ないときに傷病手当金を給付するため、所要の改正を行うもの。

議案第31号山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、宮城県後期高齢者医療広域連合において、被保険者がコロナ感染症に感染したとき、または、発熱等の症状があり感染が疑われる場合、療養のため労務に服することが出来ないときに傷病手当金を給付するため、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第32号令和2年度山元町一般会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、国のコロナ感染症緊急経済対策の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に関する経費を計上したほか、県の休業要請や協力依頼等に全面的に協力した町内の中小の事業者に対するコロナ感染症拡大防止協力金を計上しております。

以上、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、全額国・県支出金を見込んでおり、歳入歳出それぞれ約5,000万円を増額し、総額126億9,000万円余とするものであります。

議案第33号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について申し上げます。

歳出予算については、コロナ感染症に感染した、または、感染が疑われる被用者に対する傷病手当金の支給に関する経費を追加措置しております。

以上、歳出予算に見合う財源としては、特別調整交付金を増額措置した結果、今回の補正額は100万円を増額し、総額17億7,000万円余とするものであります。

同意第3号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、現固定資産評価員の退任に伴い、後任者を選任する必要がありますことから、議会の同意を求めるものであります。

以上、令和2年第2回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げますが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第4．報告第8号を議題とします。

本件について報告を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、報告第8号令和元年度山元町埋蔵文化財収蔵庫建設工事請負契約の変更についてご説明いたします。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定されました町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したので、これを報告するものであります。

配布資料 No. 1 をお手元にご準備願います。

特に変更のあった部分についてご説明いたします。

初めに、3の契約金額についてですが、現契約額9,936万円に対しまして207万1,000円を増額し、1億143万1,000円に変更したものです。2.08パーセントの増となります。

5の工事の概要及び7の変更理由についてですが、消費税率が10パーセントに引き上げられた変更によるもののほか、電話回線の引込口のある中央公民館側の配管における老朽化が施工途中で判明したため、敷設替えを行うものであります。

なお、本件につきましては、施工者の申出により現在手戻り工事中ですが、これに係る費用については、請負契約に基づき施工者側の負担となるため、お手元の資料に記載のとおり、関連する費用の発生はございません。

以上が報告第8号の概要になります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）報告第8号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5．承認第2号を議題とします。（「議長、9番。報告についてお尋ねします」の声あり）9番岩佐孝子君、確認事項等あれば。

9番（岩佐孝子君）はい。確認をさせてください。

電話回線の配管、中央公民館のほう老朽化がということだったんですけれども、これはいつ頃に判明したんでしょうか。その辺についてお尋ねいたします。確認させてください。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。ちょっと今明確にその細かい資料というのは手元にはないんですが、実際に施工を進めている段階の中で、実際にその公民館から電話回線が資料館、伝承館に続いているんですね。その配管検査を行ったときに発見されたということで、年明けてから、たしかこの数カ月間の中に発見されたということで記憶してございます。

以上です。

議長（岩佐哲也君）確認事項でよろしいんですか。（「はい」の声あり）地方自治法第180条第1項によりまして、これは質疑ではなくて確認事項ですからね。

9番（岩佐孝子君）はい。1月頃からということであれば、3月の議会ของときにはもう既に分かっていたことではないかなということだったので確認をさせていただいているところで

ございます。その辺について、あとまた調査をしながらご回答願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。そういったタイミングを捉えて、説明は誠心誠意今後とも尽くさせていただきたいと思います。よろしくご理解お願いいたします。

議長（岩佐哲也君）それでは、よろしいですか。

9番（岩佐孝子君）はい。ただいま生涯学習課長から説明がありましたけれども、3月の25日まで工期だったんですけれども、手直し作業を今なさっているということだったんですが、この工期はいつ頃までだったんでしょうか、確認をさせてください。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。現時点の見通しといたしましては、10月の下旬を予定してございます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。次に進めてよろしいですか。それでは……。

8番（遠藤龍之君）はい。専決処分に対応したということなのですが、この手戻り工事、今のですね、判明時期というのもちよっと曖昧つつうか、明確に示されなかったんですけれども、受け止めらんなかったんですけども、これは既にですね、もう3月議会中で当然この判明出来ている内容というふうを受け止めるならば、専決処分の対応というのはいちよっと問題があるのではないかということの確認です。この判明時期がですね、もし年明けてからということなのですが、3月議会以前だったら、当然その中で対応というのが図られなくちゃならないところだと思うんですが、その辺の対応はいかが、どういう検討の結果ですね、こういう対応にしたのか、その辺の経緯について確認をしたいと思います。

それから、この際、まあ一問一答つつうことなだけんとも、一問一答つつうことなだけんとも、関連っていうかね、一枚物だから、まず確認って意味で、工期もこういうふうにして示すんだったらね、工期だって明確に示す必要があるんじゃないか。出戻り工事、出戻り工事って、出戻り工事つつったんだっけか。手直し工事。出戻りつつうの、ああ、手戻り。出戻りつつうの違うな。そういう工事だったら、親切なね、だから、我々に理解を求めるといふ説明ということであるならば、そこまでも含めてのね、説明する必要あるんでないの。聞かれてから答えるつつうことでなくてね、実際必要なものとして工期っていうもの決められているわけだから、それが、問題があって1年近く延びているということなだから、ということであるならば、その辺の背景もね、きちっと説明する必要があるんじゃないかということもあわせて、含めて確認したいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい。お答えいたします。

建築工事の関係につきましては、規模にもよるんですが、やはりその工事の最終的な段階において精算されるということが一般的です。確かに、その3月議会に提案出来るということで進めていたという部分もあったんですが、どうしてもその提案するタイミングではその精算金額が確定しなかったということと、あとは、あわせてその工期がどうしても3月25日の当初の予定には進まないということもありまして、提案出来なかったということです。

それから、工期の延伸になってしまった、今10月の末という話をさせていただきました。本来であれば、私の最初の説明でより詳しくですね、お話をすべきだったと反省してございます。なお、ここに書いてあります工期については、あくまでその契約上の

工期ということで、工期は延ばさずに完了の期限が10月の末ということで、あわせてご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（岩佐哲也君）報告ですので、以上で次に進みたいと思います。

議長（岩佐哲也君）日程第5．承認第2号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第2号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定により、山元町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

それでは、資料No.2、議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町町税条例等の一部を改正したので、承認を求めるところでございます。

主な改正内容ですが、まずは、この条例は大きく3条立てで構成されております。なお、概要の記載したもののうち、要点を絞ってご説明させていただきます。

初めに、第1条による改正関係ですが、1点目としまして、独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しがされました。これまでの寡婦控除全体が見直しされ、婚姻歴の有無に関わらず生計を一にする前年の総所得金額が48万円以下の子を有する単身者についてひとり親控除が新設され、これ以外の寡婦については引き続き控除の対象とし、子以外の扶養親族を持つ寡婦については所得制限が設定されました。

続いて、3点目です。所有者不明土地等における使用者を所有者とみなす制度が新設されました。調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も見つからない場合、現に土地を使用している人を所有者とみなして固定資産台帳に登録し、固定資産税を課すことができる制度となっております。

続いて、5点目、延滞金割合等の見直しがされ、法人町民税に係る納期限の延長があった場合に課されるものの割合が0.5パーセント引き下げられ、地方税法においては、徴収猶予期間の延滞金及び還付加算金も0.5パーセント引き下げられております。

次に、6点目、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除も創設がされております。土地基本法に規定する低未利用土地について、保有期間が5年を超え、譲渡価格が500万円以下などの一定要件を満たした土地を対象に、譲渡益から最大100万円を控除する制度となっております。

裏面をご覧ください。

第2条による改正関係は記載のとおりです。

第3条による改正関係ですが、こちらは平成31年の改正条例の一部改正になります。1点目での改正等により不用となった箇所を削除するものになります。

施行期日ですが、2点目、3点目、9点目につきまして、令和2年4月1日施行となり、以下記載のとおりとなっております。

以上で承認第2号の説明を終わります。よろしく審議の上ご承認賜われますようお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

8番遠藤龍之君の質疑を許します。

8番（遠藤龍之君）はい。この改正はですね、全体としてどういった背景の下でこうした内容の、大体緩和の拡大っていうか、負担軽減を図る内容のものもあるかと思うんですが、ちょっとこの説明の中では、どこが負担軽減になってんのかどうか等々というのがね、ちょっとこの説明だけではちょっと伝わってこないところがあるもので確認したいんですが、一つ一つ確認していくと、1条の独り親に関する控除の見直しっていうのは、これはこれまでよりも対象が広がったとかね、ということの理解でいいのか。まず一つ一つ聞いてくから。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。では、お答えいたします。

まず、独り親、1点目の独り親に対する税制上の措置の関係ですが、これまで婚姻の有無、寡婦の条件としまして、婚姻歴がないものに対してはこの寡婦控除が適用されておりました。今回この婚姻の有無に関わらず、ひとり親控除という形で新たに制度が出来ております。その結果ですね、これまで寡婦控除該当しなかった方についても新たに対象となってくるということです。あと、従来の寡婦控除について、子以外の扶養親族を持つ寡婦については、これまで男性の場合ですと500万の所得制限がかかっておりました。女性にはなかったんですが、今回、その男女ともに同じような制限がかかるということで所得制限がついたものになっております。

参考までに、現在、児童扶養手当受給者ですが、全部で107人ほどいらっしゃいます。そのうち、みなし寡婦と言われる方ですね、婚姻歴がない方について9名ほどいらっしゃいます。これらの方が新たに対象となってくるものと。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。本当はそこまで説明してもらおうと質問するあれがなく済むんですけどもということを書いてですね。

（5）番ですか、この延滞割合等の見直しについて、これは、この文面だけで理解すると負担の軽減というふうに見えるんですが、という理解でいいのかどうかだけで結構です。

税務課長（佐藤繁樹君）はい。お答えいたします。

ここの分につきましては、1パーセントが0.5パーセントになりますので、率は下がっております。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。だから、そこんところうまく、そしたらこいつと同じだべ、説明としては。だから、負担軽減になったのかどうかっていうことを確認してんだから、そういう答え方してもらわねえと質問した意味がないですが、はい。

税務課長（佐藤繁樹君）はい。軽減されております。

8番（遠藤龍之君）はい。それから、2条関係の裏ですね、（7）、これはどういうふうを受け止めればいいのかという確認なんですけど、まあ、連結納税制度っていうことだと、赤黒合わせて、そして最終的にそれに係る税金ということになっと思うんですけども、これは今度個別申告方式、各法人納税単位とする方式として云々かんぬんっていう説明なんだけども、これは結果どういう、ここでは企業の事務負担の軽減及び簡素化がというこ

とがその目的として説明されているわけけれども、実際はどうなんです。実際って、納税の関係ではどうなんですか。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。こちらにつきましては、これまでの連結納税制度ということで、ここにも書いてありますとおり、グループを1つとした納税単位方式になっております。それを個別申告方式ということで、各法人を納税単位方式とするということになります。まず、連結納税制度ですが、そのグループ会社で決算を行って、その中で、グループの中で損益通算等を行っておりますので、全てのグループの法人の決算をする必要があります。この個別申告方式については、その個別になりますので、それぞれの法人がそれぞれ決算していただいて、最終的にそのグループでの損益を通算するという形になりますので、その決算すべきボリュームが小さい単位になるので、事務軽減が図られるということになります。

納税につきましては、国税のほうでこのような形で申告がされて、町のほうにつきましては、その法人の納税額を課税標準として法人町民税の申告をいただくようになりますので、法人さんとすれば、その部分で事務が軽減されるということにはなりません。

以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。俺聞いてんのはそういうことで、連結納税制度っていうのは、グループの中で赤の企業もある、黒の企業もある中で、それを精算して、そんで、そのプラスマイナスで出てきた利益に対して課税されるという。だから、もしかすると、グループには膨大な黒字を出す法人もいるし、いるしっつうか、いたり、ちょっとした赤字あるいはうんと落ちるね、あれ、それを合算して最終的についでいうのが連結制度という理解しているんですが、それを個別……こいつ申告方式ということか。だから、その税金の関係については変わりはないという。これまで従来どおりという受け止めでいいのかつつうと、そういうことなんですかということを確認します。

税務課長（佐藤繁樹君）はい。法人さんのほうの決算のやり方が変わってくると。納税については従来どおりです。はい。

以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

10番（阿部 均君）はい。1点のみご質問申し上げます。

（6）番のですね、低未利用土地という文言がありますけれども、あまり聞き慣れない言葉です。どのような土地を指すのか。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。低未利用土地ですが、この3月31日にですね、土地基本法の一部が改正されまして、その中で定義づけられたものになります。内容は、居住用、業務用、その他の用途に供されておらず、または、その利用の程度がその周辺の地域における同一の用途もしくはこれらに類する用途の供されている土地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる土地というような記載になっております。

現在、法律が施行されたばかりなものですから、町内にこの指定を受けたような土地はございません。

以上です。（「町内にはないということね。」の声あり）

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第2号専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6．承認第3号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第3号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定により、山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

資料No. 3、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正したので、承認を求めます。

改正の内容ですが、1点目は、課税限度額の引上げが行われております。

また、2点目としましては、低所得者に係る保険税軽減の拡充がなされ、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額が引き上げられております。金額につきましては、それぞれ太枠のとおりです。

3点目は、租税特別措置法の改正に伴い、譲渡所得に係る課税の特例事項に1項目が追加されております。

施行期日ですが、令和2年4月1日施行となります。

以上で承認第3号の説明を終わります。よろしく審議の上ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。

9番（岩佐孝子君）はい。まず1点目、課税限度額の引上げですけれども、基礎課税額2万円引上げ、そして介護納付金の部分は1万円。これ該当者何人くらいあるのでしょうか。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。お答えいたします。

令和元年度のデータでこれ試算しますと、限度額上がることによってお二人の方が該当して、限度額から外れるような形になるんですかね、上がるので、はい。になります。

以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。今のは基礎課税額の部分だけでしょうか。介護の部分についてはどのようになっていますでしょうか。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。済みません、説明が漏れてしまいました。

両方ともお二人になります。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

9番（岩佐孝子君）はい。その次の低所得者の部分なんですけれども、これについても5割、2割軽減の部分について該当者何人なのか、確認をさせてください。

税務課長（佐藤繁樹君）はい。お答えいたします。

こちら、5割軽減のほうで5世帯、あと2割軽減で1世帯増えるような見込みです。
以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。このことによってです。全体としてね、プラマイはどういう数字になるのか、確認します。プラマイつつうか、増減だね。63万のほうでは増えるわけだべ。軽減する方は減るわけだから、その辺の相殺つつうか、全体としてどうなっているのか。プラスマイナス。さらっとでいいぞ。約でいい。あるいは、数字でなくてプラスマイナスだけでもいいし。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。限度額が増えることによって、36万ほど、今まで限度超過になっていたものが少なくなると。軽減のほうについては、新たに軽減が増えることによって15万程度減額になるというような見込みとはなっております。

以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第3号専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第7. 承認第4号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法の規定により、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

資料 No. 4、議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正したので、承認を求めます。

改正内容ですが、認定事業者に対する固定資産税の不均一課税の適用期間を、平成32年3月31日であったものを令和4年3月31日に改め、2年間延長するものです。

施行期日ですが、令和2年4月1日から施行となります。

以上で承認第4号の説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜われますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第4号専決処分の承認を求めることについて（山元町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は11時5分再開といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）日程第8. 承認第5号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。承認第5号専決処分の承認を求めることについてご説明します。

地方自治法の規定により、山元町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり

専決処分しましたので、同法の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容について、条例議案の概要でご説明しますので、配布資料 No. 5 をお手元にご準備ください。

初めに、提案理由です。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、山元町介護保険条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

1、改正内容です。昨年10月に実施された消費税率10パーセントへの引上げに合わせ、第1段階、第2段階及び第3段階の被保険者に係る介護保険料の軽減強化が図られたところであり、昨年度に実施された軽減強化に引き続き、令和2年度の軽減強化について改正するものであります。

次に、下段の表、改正介護保険料等になります。本町の介護保険料の年間賦課額については、第1段階から第9段階まで所得段階での設定しておりますが、こちらの表につきましては、今回保険料の軽減幅が拡大される生活保護受給者、個人町民税の非課税世帯となる第1段階から第3段階のみ記載しております。

まず初めに、第1段階の保険料について、昨年度軽減の割合が0.375、保険料年額は2万4,750円でした。この保険料については、保険料基準年額の6万6,000円に割合を乗じた額となります。今年度の割合は0.3、保険料については1万9,800円となります。第1段階の保険料年額が2万4,750円から1万9,800円に変更となる改正であり、同様に第2段階については、昨年度の軽減割合が0.625であったものが改正後は0.5、第3段階については、昨年度の軽減割合が0.725であったものが改正後は0.7と改正し、それぞれ4万1,250円から3万3,000円に、4万7,850円から4万6,200円となる改正であります。

なお、今回の改正による対象者及び軽減額の見込みになりますが、第1段階から第3段階までの対象者は約1,500人、軽減額として1,655万円を見込んでおり、これら軽減した介護保険料の財源の手当てについては、国・県の補助により手当てされることとなっております。

2、施行期日については、令和2年4月1日となります。

以上が承認第5号の主な内容となります。ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

8番遠藤龍之君の質疑を許します。

8番（遠藤龍之君）はい。今財源のことについて説明ありましたが、財源、国・県の補助で対応という説明ですが、町は一切関わらない。大体この仕組み見ると国・県・町でね、財源構成図られているわけですが、この引上げ分つつうか、引下げ分についての負担分については、町の負担というのはないということで確認してよろしいんでしょうか。ということよろしいんでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。今の質問になりますが、国が50パーセント、県が25パーセント、町の負担につきましては25パーセントの負担があるということになります。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか。

8番（遠藤龍之君）はい。これは昨年に引き続きということですね、そういう影響はないかと思うんですが、これ、いずれこの被保険者に負担が及ぶというようなことは、国の方針等々、それからそういうのは、ということはないのかどうか確認します。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。被保険者のほうに影響が及ぶということはないと考えております。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第5号専決処分の承認を求めることについて（山元町介護保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第9、承認第6号を議題とします。

本件について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。承認第6号専決処分の承認を求めることについてご説明します。

地方自治法の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同法の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容について、条例議案の概要でご説明しますので、配布資料 No. 6をお手元にご準備ください。

初めに、提案理由です。特別措置法に基づく感染症拡大防止のために備える物品の買入れについては、迅速な対応が必要となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正したので、承認を求めるものであります。

改正内容です。議決を要する財産の買入れについて、予定価格が700万以上のものについて、改正前は、東日本大震災により被害を受けた災害救助法に基づく救助として供与される応急仮設住宅の暖房器具の購入は適用しないこととしていましたが、改正後については、特別措置法に基づく感染症拡大防止のために備える物品の購入については、緊急に備える必要があることから適用しないものとするものであります。

2、施行期日については、令和2年5月7日になります。

以上が承認第6号の主な内容となります。ご承認賜われますようお願い申し上げ、説明を終わります。

議 長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9 番岩佐孝子君の質疑を許します。

9 番（岩佐孝子君）はい。改正前には暖房器具というふうなことで具体的に記載されていますけれども、今回の新型インフルエンザの部分については、どんなものだったのでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。今回の品目につきましては、マスク、アルコールジェル等の消毒液になります。

以上でございます。

議 長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。

2 番（橋元伸一君）はい。この改正内容の部分のですね、改正内容じゃなくて区分のところに、予定価格 700 万以上のものについてというのがあるんですけども、もともと 700 万未満っていうのは適用していないってことですよ。以上のもを適用しなくするということは、どんなに高額でも全てとにかく専決で全部出来るようになるという解釈でよろしいのでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。今回の新型コロナウイルスの感染症の感染拡大防止に伴う物品の購入については、700 万円以上は適用しないという形になります。

以上でございます。

2 番（橋元伸一君）はい。ですから、今回は、たしかこの後の議案の中にもあったような気がしますが、先ほどの岩佐議員の質問の中で、マスクとジェルということなんですけれども、結局、金額幾らでも、上限関係なく全て専決出来るというふうにとりあえずいいんですよ。

議 長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君。よろしいですか。いいですか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議員おっしゃるとおりとなります。はい。

以上でございます。

2 番（橋元伸一君）はい。であればですね、このことに関しては反対するものではないんですけども、今回のそのマスクとジェルに関してもですね、私たち議会議員よりも先に一般の方から、何かこういうふうなことということで情報といいますか、教えられるところがありまして、専決するのはいいんですが、せめて説明ぐらいいはね、議会のほうにしたいと。今回は二千何百万程度ですけども、今回、これ、今確認をしたところによるとですよ、極端な話が、1 億でも 2 億でも 3 億でも使えるということになってしまいますので、事前にね、議会に対しては進み方なり、そういう部分を説明をしていただくということを確認したいんですが、その辺、町長どうでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。

この種の改正に当たりましてはですね、コロナ感染症の対策本部の中でも情報を共有しているところでございます。私としては、議会前にお諮りする案件についての情報管理をというふうなことで、常々注意喚起しているところでございますけれども、何らかの形で議員ご指摘のような場面があったのだとすれば、それはさらにこの手の情報管理を徹底をしてまいりたいなというふうに思います。

2 番（橋元伸一君）はい。まあ、今回のことはね、いいとして、まあ、もう終わったことですので。ただ、今後のこともありますので、説明はね、今までもずっと何度も議会に対する説明不足というのを指摘されてきているわけなので、その辺は、議会議員のほうの説明を受けたからって、それをよそに言って歩くわけではないので、ある程度のことは早め

に分かっているのであれば説明をしていただくというところを確約していただきたいと思います。

以上です。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君） はい。改正後、感染拡大防止のために備える物品ということで、先ほどの質問と重なるんですが、改正前は確かに具体的にですね、示していたのが、備える物品ということで若干抽象的な表現になっている。備えに対して、この備える物品っていうのは、マスク、消毒液ということで限定したんですが、そういう受け止めでよろしいのかどうか。

保健福祉課長（伊藤和重君） はい、議長。今回につきましては、マスクとアルコールジェル等になりますが、行動計画の中では、生活支援に関わるもの等を備蓄するというような形にもありますので、今後どういう形になるかは分かりませんが、今回については、この物品に限るものとしております。

8番（遠藤龍之君） はい。今回に限りつつうのは、そうずっと、いつまでのことを指してんのかね。いや、マスク、消毒って明確になっているんだったら、最初からそういうふうに明確にしているんだつたらば、先ほどの疑問にもありますように、明確に、防止のためにマスク、消毒液ということでね、限定すれば、そんなの、さらに我々にとっては理解しやすいんでないかというふうに思うわけですが、こうした形になると、どんどんどんん広がる心配、懸念というものを、我々としてはどうしても、チェック機関としては、そういった不安、懸念つつうのが生まれてくるんだけんと、そうすると、常にね、今出てきたように、常にこう監視、チェックをね、きちっとしておかないと、いつの間にか広がっていったっていうね、そしてそれも専決で対応されるということになると、我々の存在がなくなるということからもですね、こういうのは、もしそこまではっきりしているんだつたらば、最初から明確にね、明示したほうがよろしいのではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。まあ、今回つつうのがちょっと曖昧などこなだけけれども、大体分かんないこともないだけけれども、そういう懸念、不安があるということからの確認でした。まず、今回については、マスク、消毒液ということなんですので、よろしいです、はい。

議長（岩佐哲也君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから承認第6号専決処分の承認を求めることについて（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第10、承認第7号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、承認第7号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和元年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

専決処分書でございます。

令和元年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により令和2年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう一枚おめくり願います。

令和元年度山元町一般会計補正予算・専決第4号でございます。

まず、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ2,687万8,000円を増額し、総額を124億8,872万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

10ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費でございますが、積立金について245万2,000円を計上しております。内訳については、説明欄に記載のとおり、震災復興基金の予算積立によるものでございます。こちらにつきましては、令和元年度中に全国の皆様からいただいた震災復興関係の寄附金及び学校教育関係の寄附金を積み立てているものでございます。

次に、第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カード交付事業負担金の額が確定したことに伴い102万8,000円を減額しております。

次に、第3款民生費第4項国民年金費第1目国民年金費及び第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費につきましては、国からの補助金や委託金の額の確定に伴う財源内訳の変更でございます。

次に、第6款農林水産業費第3項水産業費第3目漁港施設復興推進費につきましては、令和元年度一般会計補正予算（第4号）におきまして、誤って減額した漁港環境施設整備工事請負費について2,525万円を増額するものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費につきましては20万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、奨学金の貸付実績に基づき144万円を減額、奨学金の返還による3月末時点での回収額の確定等に伴い、積立金を164万4,000円増額するものでございます。

次に、第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費第1目公共土木施設単独災害復旧費につきましては、昨年の台風19号等に関する災害復旧事業への指定寄附を受けたことに伴う財源内訳の変更でございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきまして、主なものをご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

まず、第2款地方譲与税から、7ページの第9款地方特例交付金までについては、国・県の各種譲与税や交付金の年度末における確定、精算に伴い、それぞれ増額または減額しているものでございます。

続きまして、7ページ下から8ページにかけて、第10款地方交付税でございますが、3億8,691万3,000円を減額しております。こちらにつきましては、地方交付税の算定が終了し、交付金額が確定したことに伴うものであります。そのうち特別交付税は3億5,531万6,000円の増額、震災復興特別交付税は7億3,919万1,000円を減額しております。その主な要因でございますが、特別交付税につきましては、昨年の台風19号等に関する災害関連経費などによる増額でございます。一方、震災復興特別交付税につきましては、交付額と過年度交付の返還額が相殺されたことや事業費の精算に伴い減額となっているものでございます。

続きまして、第14款国庫支出金でございますが、国からの補助金や委託金の額の確定により、それぞれ増額または減額しているものでございます。

続きまして、第17款寄附金第1項寄附金第1目寄附金でございますが、合わせて250万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、それぞれの目的により受け付けた寄附金を計上しているものでございます。

続きまして、8ページ下から9ページにかけて、第18款繰入金第2項基金繰入金第1目基金繰入金でございますが、4億1,094万8,000円増額しております。まず、財政調整基金繰入金でございますが、3億9,345万1,000円増額しております。こちらは、先ほど歳出予算でご説明いたしましたとおり、震災復興特別交付税が交付分と返還分とが相殺された結果、返還分が多かったことなどが主な要因であります。

次に、奨学基金繰入金でございますが、歳出予算でご説明したとおり、奨学金の貸付実績に基づき、取崩しを減額するものでございます。また、震災復興交付金基金繰入金でございますが、歳出予算でご説明いたしました漁港環境施設整備工事請負費のうち、震災復興交付金に関する分について基金の取崩しを増額するものでございます。

次に、第20款諸収入第3項貸付金収入第1目貸付金収入でございます。こちらにつきましては、歳出予算でもご説明しましたが、奨学金の返還による3月末時点での回収額の確定に伴い164万4,000円増額しているものでございます。

次に、第5項雑入第3目過年度収入でございますが、こちらは、東部地区における過年度の事業の実績確定に伴い、負担金の返還があったものでございます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

以上が補正予算の内容となります。ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

11番菊地康彦君の質疑を許します。

11番（菊地康彦君）はい。説明書の10ページ、農林水産業費水産業費の漁協施設のですね、2,500万ですか、減額が間違っただということなんですが、これは令和2年の予算の際に

もいろいろとあったわけですがけれども、やはりこういう数字の間違い、職員が委縮しては大変困りますけれども、十分ですね、二重、三重のチェックということで予算の承認の際もですね、附帯意見をつけて決議しております。再三にわたってこういうことが出てくると信憑性もですね、薄れてきます。十分ですね、ここら辺は反省していただいて、今後起こさないとは言い切れないと思いますが、上部から職員までのですね、連携を取っていただいて、数字の確認をお願いしたいと思います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。ただいまご指摘ございましたとおり、多々反省する部分がございます。今後とも引き続き身を引き締めて、こういったミスがないよう頑張ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。今の菊地康彦議員からも出たんですけれども、これはいつ発覚したんでしょうか。明許繰越、その部分があったんですが、3月のその議会中にはなかったのか。その辺について確認させてください。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。このたび明許繰越の計算書を作成している段階で、3月の下旬の段階で発覚したというところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい。ということは、3月議会終了後ということでは理解をしてよろしいんでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。議員おっしゃるとおりでございます。

9番（岩佐孝子君）はい。明許繰越、工事が遅れているということでの明許繰越だったような記憶があります。でも、この明許繰越をする際にですね、やはりいろんな課題があると思うんです。計画に無理はなかったのか、計画自体に問題は生じていなかったのか、その辺について町長にお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。一つ一つの事業についてですね、なかなか私の立場でっていうわけにはいかない部分があることをご理解いただきたいというふうに思いますけれども、まず、全体として言えますのはですね、繰り返し触れておりますように、膨大なこの予算、そしてまた、それを執行する必要なマンパワーのですね、ミスマッチ状態が依然として続いているというふうな部分も基本的にはあるというようなことでございます。

それから、特に復興計画期間10年度のやはり総仕上げに向けましてですね、昨年から今年度、特に残された期間で、これまで基本的に復興庁のご理解を得て、予算が町の基金に相当程度積み上がっているという部分ですね、そういうような部分については、その予算とマンパワーの関係になく、まずはやれるところまでやろうというふうなですね、そういう姿勢、方向の下に進んできているのも事実でございます。

しかし、菊地議員なり、岩佐議員からご指摘のとおりですね、だからといって、ミスがあつていいということでは決してございませんので、引き続き気を引き締めて対応してまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい。私が全て詳細についてはまではっていうふうな町長の答弁でしたけれども、最終的には町長決裁ですよね。町長が全責任を私は持つべきだと思っています。ということは、職員は信頼はされているから一生懸命仕事をしているわけです。最終的にはその信頼をきちっと受け止めながらやっていって、頭を下げるのはトップじゃないんでしょうか。そのことを申し添えておきまして、11ページ、非常にいいことかなというふうにするんですけれども、教育費の中の奨学金の貸与です。144万減額、これは

人数が少なくなったからだと思うんですけども。そしてまた、貸付けの回収が予想よりも多かったということと受け止めるんですが、この辺についての貸付者の人数、予定が何人だったのか。そして実質何人貸付けをしたのか。そして回収金についての164万4,000円については、何人からのがあったのか。その辺は数字的にはお持ちでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、奨学金の貸付けでございますが、当初想定していたものといたしましては、大学生3名に対しまして、今回180万円ということで予算を計上したところでございますが、実績といたしましては、うち1人ということで、3万円を12カ月1人ということで36万円という実績でございました。

回収金のほうにつきましては、手元のほうにちょっと資料等ございませんでして、人数まではちょっとこの場ではちょっと分からないという状況でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。（「後で調べていただきたいと思います」の声あり）そのほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。ちょっと質問するつもりなかったんですけども、先ほどの町長の答弁ね、毎回同じような、今、岩佐議員もおっしゃっていましたが、その辺の姿勢に問題があるのではないかと私も思います。といいますのは、この件については、もう3月議会の当初で、最初からこのおわびという形で、そして対応してきた、別な件です。そしてその際、全体をこのね、正確な表も入ったけど、改めて見直して、全体を見直して提言するというようなことがあったかと思うんです。ですから、あの時点で、もう既に全体をね、見直しているはずだというふうな受け止めた結果、我々としては受け止めていたんですが、しかしながら、その全体の見直しというのが十分図られなかったという、まずこれ本当に初歩的なこの姿勢の問題だったと思うんです。大変だ、大変だ、大変なものね、理解しますけれども。しかし、そういう中でもね、そして大きく確認されたところ、これは、議会の中でもね。そういうことに対しての姿勢で臨んだのか、いかがかかっていうのが、先ほどの町長の答弁では非常に残念な結果っていいですかね、そこまでの姿勢が見えなかったと。そして、そのことによって、こういう、こういうといいますと、これからはね、まだまだ膨大な予算が続くわけ、この間ね。そうすると、先ほど町長も言うておりましたが、ミスありきというふうなことを、最初からそういう姿勢で臨まれるのかなというふうなことが先ほどの答弁では伺えるわけです。まあ、その件についてね、答弁を求めるつもりはさらさらないんですが、やはりそういう姿勢をまずトップが改めて、そして事に臨むべきだということを訴えて終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第7号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第7号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）日程第11．承認第8号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、承認第8号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和2年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございます。

令和2年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。国の緊急経済対策として、家計への経済的支援を目的とした特別定額給付金事業に関する経費について、補正予算として令和2年4月30日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう一枚おめくりいただきたいと思っております。

令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第1号でございます。

まず、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ12億2,962万8,000円を増額し、総額を126億1,793万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費第23目特別定額給付金給付事業費でございますが、特別定額給付金事業に要する経費として、職員の時間外手当や定額給付金管理システム導入業務委託料などの事務費のほか、1人当たり10万円を給付する特別定額給付金を合わせて12億2,962万8,000円を増額しております。

以上が歳出予算の内容でございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務費国庫補助金でございますが、国から交付される特別定額給付金給付補助金12億2,961万円を増額しております。また、この補助金から不足する1万8,000円につきまして、財政調整基金の取崩しを増額するものでございます。

以上が歳入予算の内容でございます。

以上が補正予算の内容となります。ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。

9番（岩佐孝子君）はい。会計年度の任用職員なんですが、何名の予定で、何カ月でしょうか。企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。予算上は2名分ということで計上しておるところでございます。

議長（岩佐哲也君）期間は何カ月ですか。2名を何カ月という、今質問があったかと思うんですが。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい。月数につきまして、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

9番（岩佐孝子君）はい。特別給付の部分で非常に煩雑な事務を取り扱っていただいていることに感謝を申し上げます。今、全国でどこでもですね、ここに、この点については一生懸命やっただけでいるんですが、我が町もそのとおりです。

1つ確認をさせていただきたいんですけども、ある市町では、土曜日、日曜日でも受付をし、そのような事務対応をしているということなんですが、その辺についての対応についてどのように考えているのか、その辺の考え方についても確認をさせてください。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。土日の対応につきましては、先週土曜日になりますが、郵便が届くということで、そちらも受付をしなければならないということと、あとシステム等に入力しなければならないということもありますので、土日を対応して、給付のほうにですね、間に合うように処理をしているところでございます。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。職員の方々、土曜日、日曜日を返上し、東日本大震災からずっと駆けつけてきております。そういうことに対しては非常に感謝を申し上げます。住民のことを考え、最優先に考えて職務に遂行していただいていることに感謝を申し上げますとともにですね、やはり職員の体が大事だと思います。健康管理を十分にさせていただきながら職務に遂行していただきたいということで終わらせていただきます。

以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。先ほど出ました会計年度職員給料、この事務費関係ですね、これは国から示された内容は、内容どおりっていいですか、それどのように受け止めればいいのかなど。というか、国では2人だったら2人を3カ月とかっていう指示があったのかどうかね。内容まで示してきたものかどうか、に合わせた補助金の額になってんのかどうかを確認したいと。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。国から具体的に、会計年度任用職員について何カ月とかっていうような指定はございませんでした。あくまで事務費の上限額ということで、目安額の示しがあったところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。ということと、町独自でこれまた態勢を取ることは、態勢を取って取り組むということは可能だということですね。その際には当然町独自の財源っていうのがね、発生するかと思いますが、そういう考えでよろしいんですね。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今お話ありましたとおり、態勢等を整えながら、現在進めているというような状況でございます。引き続き、早期のそういった給付が出来るように取り組んでまいりたいと思えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。（「答え違うんだけんといいわ」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまの課長の説明にちょっと補足させていただきます。

私、7日の全協の際にですね、その辺を意識して、これからの作業に向けた段取りをお話しさせていただいたつもりでございます。たまたまこの業務に関する会計年度職員は僅か2名ということでございますけれども、まず当面はこの緊急経済対策を最優先にですね、全庁挙げてというふうなことを申し上げさせていただきました。そしてまた、既存事業については一定程度遅延もやむなしというお話をさせていただきました。担当課を中心にですね、それぞれ庁内で応援体制を組んで、必要な人員を確保しながら膨大な事務作業に当たっているというようなことで、改めてご理解賜ればというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第8号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第12．承認第9号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、承認第9号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和2年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございます。

令和2年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。コロナ感染症防止対策のため、町独自の支援策としてマスクや抗菌剤、アルコールジェルを購入し、各戸や医療機関、福祉施設などに配布するための経費として、補正予算として令和2年5月7日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう一枚おめくりいただきたいと思えます。

令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第2号でございます。

まず、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ2,786万5,000円を増額し、総額を126億4,580万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費でございますが、マスクや抗菌剤、アルコールジェルといった消耗品の購入経費や郵便料など2,786万5,000円を増額するものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務費国庫補助金でございますが、国からの臨時交付金を充当することとし、2,786万5,000円を増額するものでございます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

以上が補正予算の内容となります。ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。

9番（岩佐孝子君）はい。6ページの予防費の中の需要費、消耗品費、先ほど説明がありましたマスクとかアルコールジェルというふうなことだったんですが、配布先の内訳が分かれば教えてください。

そして、施設っていうふうなところがあったんですが、どんなところの施設なのか、その辺についてもご説明願えればと思いますが。

議長（岩佐哲也君）配布先の予定はということで。これは誰かな。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。マスク、アルコールジェル、あと抗菌剤の配布の内訳につきましては、マスクは各世帯に1箱、50枚入りのもの。あとアルコールジェルにつきましては、500ミリのものを2本。あと携帯用の抗菌消臭剤につきましても2本ということで考えております。

そのほか、事業所のほうというところなんですけれども、医療や介護事業所等を予定しております。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。各世帯ということで何世帯なのか。

そして、各施設ということだったんですが、施設の数とかが分かればですね、教えてください。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。世帯数につきましては、特別定額給付金と同じですね、四千七百九十何件という形になります。

あと、事業所につきましては、約50カ所ですけれども、その中から対象外のところをちょっと差し引く形になります。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。うちのほうでは、前回ですね、早めにマスクの配布をしていただきました。でも、やはりそこに差があって、80歳の世帯だけとか、80歳以上であってもそこに若い人たちがいれば該当外とか、そういうふうなこともありました。今回はそう

いうふうな差のないように、不公平のないように、そういうふうなことをきちっとしていただきたいと思いますし、施設ということだったんですが、小中学校、児童生徒はもちろんです、教職員へもきちっとした対応をしていただければというふうに思います。皆さんに不平等感を味わわせないように、そんなことできちっと配布を願いたいと思います。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

11番（菊地康彦君） はい。これについては専決事項ということなんですが、今時点の予定で結構ですが、町民は早期のですね、配布を待っているわけですが、いつ頃の配布予定になるか確認したいと思います。

保健福祉課長（伊藤和重君） はい、議長。現在の配布予定につきましては、6月初旬ということで計画しておりますが、6月初めの日曜日あたりを計画しております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑ありませんか。番号を言ってくださいということで。

4番（大和晴美君） はい。今、配布に関してのご質問がありましたけれども、配布方法はどのようにするか決まっていたら教えてください。

保健福祉課長（伊藤和重君） はい、議長。配布方法につきましては、現在検討している形にはなりますが、基本的に、投票所単位にプラス何カ所か加えて、そちらのほうから職員が対応して配布するような形を取りたいと考えております。

ただ、配布し切れない部分もありますので、そちらは予備日を設けたり、あとは高齢者など取りに来られない方につきましては、民生委員さんと協力しながらというところでちょっと考えております。

以上でございます。（「地震だ」「ちょっと後ろドア開けて」の声あり）

議長（岩佐哲也君） ちょっと危ないな。大丈夫かな。アラートが鳴らなかったね。大丈夫かな。ちょっとテレビで情報。大丈夫かな。落ち着いたかな。（「暫時休憩で。再開」の声あり）
暫時休憩しますか。（「1時20分で」の声あり）

議長（岩佐哲也君） 済みません、暫時休憩とします。再開は1時20分にします。

午後0時00分 休憩

午後1時20分 再開

議長（岩佐哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） 強い地震を感じ、承認第9号を一時中断しましたが、引き続き承認第9号についての質疑を受け付けます。—— ほかに質疑はありませんか。

10番（阿部 均君） はい。このマスクの配布等でございますけれども、非常に早急にこれ取り組んでいただきたいというのは気持ちでございますけれども、これは1世帯幾ら、1ケースという課長の説明がございましたけれども、世帯には非常にばらつきがあるんですね。1人世帯から、多い方で私が記憶にある部分では8人とか、9人世帯ですね、そういう部分の対応っていうのは考えておられるんでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君） はい、議長。今の時点では考えはありません。

マスクにつきましては、各世帯に行き渡るには十分な量ではないとは思いますがけれど

も、マスクは袋に入っていて、箱に入っているということもありますので、そちらをばらしてしまうと、逆に、何ていうんですかね、衛生上問題があるということもありますし、あと、今回購入する枚数が25万枚ということもありますので、そちらをですね、小分けにするということが結構時間を要することになりますので、早急に渡すには1箱という形で考えております。

以上でございます。

10番（阿部 均君）はい。1箱ずつということでございますけれども、5人以上の世帯に対しては、特別に申入れがあれば2ケースというような対応を、ぜひですね、役場の窓口で申入れがあれば対応するというような措置は取れないのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

確かに配布枚数とですね、各世帯の家族の人数にばらつきがあるというのがもっともなお話でございます。町といたしましては、なかなかその当初、入手困難な状況にあったというふうなことを踏まえまして、一定程度市販されるものが入手しやすくなるようなつなぎというふうなですね、そういう考え方で対応しようというふうなことで、今回対応するものでございます。問題意識を共有してから、もう既に1カ月以上がたとうというふうなタイミングになっております。動き出した時点でのマスクの単価もですね、市販価格は結構な価格になっておりましたけれども、ここに来て、関東周辺を中心にですね、まあ一定程度入手しやすくなってきた、そういう動きが全国にも広がってきているという部分もございますのでですね、その辺は改めてこの考え方をですね、ご理解をいただければというふうに思います。

なお、いわゆる基礎疾患をお持ちの方等々につきましてはですね、また別途配布するというふうな、抱き合わせての支給、配布にも努めてまいりたいというふうに思っておりますのでですね、よろしく願いいたします。

10番（阿部 均君）はい。なかなかですね、対応するのが難しいということでございますけれども、出来る限りですね、特に世帯の多い家庭に対してはですね、何らかの対応が出来るのであれば検討をするようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

1番（伊藤貞悦君）はい。今回のこのマスクの配布の方法について確認をいたしますが、先ほどの話ですと、何か投票所ごとに取りに来るような話をされておりましたが、何でそのような経過になったのか、お答えできる範囲でお答えいただければと思います。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい。配布の方法につきましては、各行政区にお願いするという形もあるんですけれども、今回コロナの緊急事態宣言が発令されている中で、密を避けるということもありまして、出来る限り職員が対応するっていうことで、10カ所程度で配布をするということでした。ただし、その会場で行政区が当たっているところにも当たってみたりしているんですけれども、そちらの中では、行政区で各班から配布するってところの行政区もあります。現在ですね、区長さんのほうにも話をしているところでありまして、実際、今後ですね、その10カ所で、配布する箇所が増えるか、減るかというところで今調整をしているところでございます。ちょっと答えになっているか分かりませんが、箇所数を減らして一気に配ろうというところで、そういった考えが計画としております。

以上でございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい。1 つは、早く配る方法をと。それから、もう一つは、3 密を考えてというふうなことのようですが、とすると、行政区ごとにばらばらになったりなんかする可能性が出てくるだろうと思います。この際ですから、思い切って、多少町からですね、支出をしても構わないのであれば、行政区ごとに補助を出して、支援をして、いって早く配布する方法を検討したほうがいいのではないかと。今回 1 回というふうなことには限らない、今後これが 2 回、3 回と続く可能性もありますので、出来るだけですね、そのような方法を講じて、結局、選挙の投票所ごとに、そこまで取りに來いでなくて、例えば、役場のどこか指定して、そこに行政区から何月何日何時何分頃何人ぐらいで来てほしい。あと行政区に任せて、各行政区の人数ごとにその補助なり何かを出していったほうが、スムーズに各家庭に届くのではないかと私は考えます。

ただ、この前の全員協議会で私が発言をして、出来るだけ行政区の区長等々の力を、手を煩わせないようにというふうなことを発言しましたが、世の中の流れは、宅急便屋さんとか何かも、なかなか受け手がないというふうなことであれば、全体のことを考えたときには、そのような方法を講じて、町民に渡すというふうなことも必要だろうと思いますので、少し早めの対策を考えたときには、もう一度再検討されてもいいのかなというふうに考えておりますので、配慮をしていただければと思います。

議長（岩佐哲也君）回答は。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。急いでですね、配布出来るような方法をですね、各行政区の意見を聞きながら計画していきたいと思いますので、そちらも参考にさせていただければと思います。

以上です。

議長（岩佐哲也君）いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

9 番（岩佐孝子君）はい。前回は早い段階で配布をしていただきました。でもですね、80 歳以上とか、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、基礎疾患者っていうふうなところで話があったんですけれども、手帳を交付されていない人とかには行き渡っていない部分があったんです。だから不公平感があったっていうことでお話しさせていただいたんですけれども、そういうふうな不公平感を払拭するためということで、今回の全世帯へってなったと思うんですけれども、前回配布したときの取組状況、そしてそれをもう 1 カ月半、2 カ月たつ現在で、どのような形で検証して今回のこの 25 万枚というところとか、ジェルの配布っていうふうなことになったのか。その辺の経過を教えてください。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。前回のっていうところのマスクの配布につきましては、実際、窓口のほうで配布始めたのが 2 月の 17 日からで、手帳を持っている方という形で今限定されておりますけれども、備蓄されているマスクをですね、お薬手帳を持ってきた方、高血圧とか、あと病院に行くことが多い方にもマスクを配布してございました。ただ、4 月に入りまして、マスクの備蓄数がぐんと減ってきたということがありまして、要綱上での基礎疾患、妊婦さんと、あと人工透析、あと在宅酸素などに限らせていただいて配布したという経緯がありまして、そういった経緯がありますことから、一般の方たちには全く行き渡っていないということもありますので、今回そういった形……（「行政区」の声あり）済みません。はい。各行政区につきましても、2 月の 26 日に各種総会の関係で人が集まるであろうということで、マスクのほうを配布してございます。そ

ういったことを含めまして、今回マスクのほうをですね、全世帯に配布するという形で計画しております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君） はい。2月の26日各区へ配布というふうなことだったんですけれども、実は、やっぱり大変な人たちでも、お薬手帳を持ってくるとか何かっていうのも分からなくて、来てみたら、ありませんっていうふうなことでお断りをされてしまったんだけど、心疾患だけじゃなくて肺気腫を、とかっていう方々もいらっしゃいました。お願いに来ただけけれども、なかったんだよねっていう方の声も聞きました。そういうことからしたならば、やはり民生委員さんは多分各行政区の部分でのいろんなものを把握していると思うんです、区長さんもそうだと思うんですけれども。それが満遍なく行き渡った行政区と、あとは、この団体についてやってしまった行政区もあったようなので、その辺もやっぱり配布を依頼するときにはですね、行政区に配布しましたよって言ったんですけども、そのやっぱり寒暖の差がないような、そういうふうなこともきちっと徹底すべきではなかったのかなというふうなことを思っているんですけれども、その辺については、町長はどのように考えてこのような取組にしたのかお尋ねします。町長に再確認します。

議長（岩佐哲也君） 今回は全戸配付ということだから、前回の配布方法と今回は違うんで、その辺は今回のやつに絞って質問されたほうがいいと思うんですけども、違いますか。（不規則発言あり）検証したかどうかということについての回答。（「私は町長に聞いているんです」の声あり）

町長（齋藤俊夫君） はい。担当課長のほうで少し部分的な説明に終わったかなというふうな気もいたします。

スタートの関係はですね、提案理由の中でもお話をし、担当課長のほうからもお話をしてというようなことでございますけれども、感染の拡大の事態の変化を見ながらですね、駅前での通勤通学者への配布、行政区に一定の枚数を配布して区長さんに一定程度委ねるような配布、そしてまた、民生委員の方々にもお力添えをいただきながらの配布等々ですね、いろんな形での配布に努めてきた中で、それが全体として行き渡るという努力を担当課を中心に対応してきたというふうなことでございます。

今回の25万枚については、先ほど来からお話し申し上げているとおり、マスク等のですね、入手の困難さというところに着目をして、市中に一定程度出回るまでのつなぎというふうな形を取らせていただきたいというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君） ほかに質疑はありませんか。（「はい、もう一点だけ」の声あり）

9番（岩佐孝子君） はい。5月の7日に専決ですので、多分、マスク、ジェル等の購入先は決まっているのではないかと思うんですが、その辺についての考え方、購入先とかが決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

保健福祉課長（伊藤和重君） はい、議長。マスク等につきましては、東京の商社のほうから購入になっております。あと抗菌剤のほうにつきましては、県内の業者になります。

以上でございます。

9番（岩佐孝子君） はい。東京の商社っていうことだった。多分なかなか購入困難かなというふ

うなことでそういうふうになったと思うんですけれども、やはり町内の商工業者、そういう部分とか、やっぱり地元をまず最優先にすべきではないのかなというふうなことも思います。そして、購入が困難だと言うんですけれども、ここ数日来、もう既に町内のお店で随分入ってきています。そういうふうなことを考えたならば、やはりもう少し、ほかにお金を落とすのではなくて、町内にもうちょっと話をしながらというところを考えているんですけれども、これはいつ頃に決めたんでしょうか、町長。購入先。購入をここにするっていうふうにしたのはいつでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、基本的なことをですね、ご理解賜りたいというふうに思います。アルコール類とかも含めてですね、非常に入手困難、品薄状態がずっと続いてきたという大きな事実がございます。そういう中で、町内の事業者の方がまとまった数量を確保するというのは、これは至難の業でございます。担当課のほうではですね、例えば、ドラッグストアさんとかですね、一定のその3点セットがそろえられそうなところにもご相談申し上げました。

実は、そういう中で判明しましたのはですね、町民の皆さん、国民の皆さんが品薄で困っているっていうふうな状況は、事業者としては分かりつつも、決まったルートの中での様々な物品の調達に腐心をされているというようなことでございます。急な需要が発生したときにですね、それに対応出来るような仕入先の確保というのは、基本的にはそういう対応は考えていないというふうなことも分かった次第でございます。そういう中で、担当課、いろんなチャンネルを駆使して情報を収集しながらですね、早めの対応に努めてきたというようなことでございます。

専決処分したのが5月7日ということでございますけれども、4月の中旬、下旬頃からそういう発想でですね、この準備を進めてきているというふうなところでございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第9号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第2号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第9号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第13．議案第28号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第28号山元町町税条例の一部を改正する条例について

ご説明いたします。

資料 No. 7、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことから、所要の改正を行うため提案するものであります。

改正の内容でございます。

まず、この条例は2条立ての改正となっております。

初めに、第1条による改正ですが、1点目としまして、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置の拡充になります。コロナ感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、今回2年間延長され、新たな設備等が追加されたことから、固定資産税において、現行制度と同様に、3年間課税標準額を0とするものです。

次に、2点目、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長です。昨年10月1日から、これまで県税でありました自動車取得税に代わり施行された町税になります。9月30日までの臨時的軽減期間を6カ月延長しまして、令和3年3月31日までとするものです。

次に、3点目になります。徴収猶予制度の特例になります。特例としまして、令和2年2月から納期限までの一定期間において収入が大幅に減少した場合について、記載の米印のものが要件となりますが、担保不要、延滞金を免除し、徴収を猶予するものです。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税に適用されます。

裏面をご覧ください。

続いて、第2条による改正になります。

4点目としまして、イベントを中止などした事業者に対する払戻請求権を放棄したもののへの寄附金控除の特例になります。対象となるイベントは、芸術、文化またはスポーツなどの法律に規定する指定行事にはなりますが、住民の福祉の増進に寄与するものとして、個人町民税の税額控除の対象とするものです。

次に、5点目です。住宅借入金等特別控除額の特例ですが、コロナ感染症特例法の規定の適用を受けた場合、当該税額控除の適用される期間を1年延長するものです。これは、令和2年中の所得が減少した場合に税額控除のメリットが失われるためであり、令和2年12月31日までに入居した場合の控除期間が13年であることから、その最終年度を令和15年度から1年延長し、令和16年度とするものになります。

施行期日ですが、第1条の規定については公布の日から、第2条の規定につきましては令和3年1月1日から施行するものです。

以上が議案第28号の説明となります。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第28号山元町町税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第14、議案第29号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第29号コロナ感染症に伴う山元町国民健康保険税条例の減免に関する条例についてご説明いたします。

資料No.8、条例議案の概要をご覧ください。

まず、提案理由でございますが、コロナ感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に関する財政支援の基準についてで示された減免基準に基づき、コロナ感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免を行うため提案するものであります。

制定の内容でございますが、減免の基準は、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病となった場合と、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、表内の区分欄に記載の減収割合及び所得制限等に該当した場合になります。ただし、事業の廃止及び失業の場合は、所得要件を要しないもので、減免の割合については表の記載のとおりとなります。

次に、対象の保険税についてですが、令和元年度分及び令和2年度分の保険税でありまして、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるものになります。

施行期日等ですが、公布の日から施行しまして、令和2年2月1日から適用するものです。

以上、議案第29号の説明を終わります。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第29号新型コロナウイルス感染症に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第15．議案第30号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第30号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明します。

配布資料 No. 9、条例議案の概要でご説明しますので、お手元にご準備ください。

初めに、提案理由です。コロナ感染症に感染した被用者に対する傷病手当の支給について、厚生労働省の通知で示された支給要件に基づき、被保険者がコロナ感染症に感染したとき、または、発熱等の症状があり感染が疑われる場合、療養のために労務に服することが出来ないときに傷病手当金を支給するべく、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、改正内容です。支給基準になります。

1点目ですが、支給対象者については、国民健康保険加入者で、雇用され、給与等の支払いを受けている者になります。なお、仕事を休んだ期間でも給与等の支払いを受けられる場合は対象外となります。

2点目、支給対象となる日数については、労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することが出来ない期間になります。

3点目、支給額については、1日当たりの支給額は、直近の継続した3カ月間の給与収入額を就労日数で除して、3分の2を乗じた額となります。この1日の支給額に仕事を休んだ4日目以降の日数を乗じた額が手当の支給額となります。

4点目、適用期間につきましては、別に規則で定めておりますが、期間については令和2年1月1日から令和2年9月30日とし、入院が継続する場合は最長1年6カ月まで手当の支給を行うものです。

傷病手当支給の財源ですが、この後、議案第33号国民健康保険事業特別会計補正予算でご説明しますが、全額国庫補助となります。

2、施行期日等については、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用することとしております。

以上、議案第30号の説明となります。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。

9番（岩佐孝子君）はい。（2）番の支給対象となる日数なんですけれども、労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過ということなんですけれども、労務に服することが出来なくなった日からではだめなんではないでしょうか。その辺は、多分厚労省から来たからというふうなことなんですけれども、これは町としての一部条例の改正ですので、その辺

についてはどのように検討なされたのかお尋ねいたします。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。こちらにつきましては、上位法がありまして、法のほうの改正に基づいて改正を行っているところなんですけれども、今回の傷病手当につきましては、コロナの関係ということで財源の手当でもありますことから、これにつきましては国の法律にのっとった形での改正としております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第30号山元町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第16、議案第31号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第31号山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

配布資料No.10、条例議案の概要でご説明しますので、お手元にご準備ください。

初めに、提案理由です。コロナ感染症に感染した被用者に対する傷病手当の支給について、厚生労働省の通知で示された支給要件に基づき、宮城県後期高齢者医療広域連合において、被保険者がコロナ感染症に感染したとき、または、発熱等の症状があり感染が疑われる場合、療養のため労務に服することが出来ないときに傷病手当金を支給するべく、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1、改正の内容です。町が取り扱う事務として、傷病手当の支給に関わる申請書の提出の受付を加えるものです。

2、施行期日については、公布の日から施行するものです。

以上、議案第31号の説明となります。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

議 長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議 長（岩佐哲也君） これから議案第 3 1 号山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第 3 1 号は原案のとおり可決されました。

議 長（岩佐哲也君） 日程第 1 7. 議案第 3 2 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君） はい、議長。それでは、議案第 3 2 号令和 2 年度山元町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ 4, 6 7 1 万円を増額し、総額を 1 2 6 億 9, 2 5 1 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

議案書の 6 ページをお開き願います。

初めに、第 3 款民生費第 2 項児童福祉費第 2 目児童措置費といたしまして 1, 7 0 1 万円を増額しております。国の緊急経済対策として、児童手当受給者のいる世帯に対して、児童 1 人当たり 1 万円を支給するための給付金と、これに係る事務費でございます。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、第 7 款商工費第 1 項商工費第 2 目商工振興費といたしまして 2, 9 7 0 万円を計上しております。これは、県の休業要請や協力依頼などに全面的に協力した町内の中小の事業者に対し、1 事業者当たり 3 0 万円を支給するものでございます。財源につきましては、3 分の 2 は県支出金、残り 3 分の 1 は町負担とするものですが、町負担分につきましては、国の臨時交付金を充当することとしております。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

議案書 5 ページをお開き願います。

第 1 5 款国庫支出金及び第 1 6 款県支出金でございます。内容につきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりでございます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

以上で今回の第 1 号補正予算案の内容をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（岩佐哲也君） これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。

9番（岩佐孝子君）はい。6ページのところの商工費の負担金補助金のところの感染拡大防止協力金なんですけど、これは町内に業者、何業者あって、該当が多分99件くらいだと思うんですけども、何パーセントくらいの割合でしょうか。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

99件というふうな数字、この数字からまずご説明申し上げます。この件数は、実は宮城県が経済センサスですとか、いろいろな資料に基づいて機械的にはじいた数字、これが99件。実は、この99件も内訳がありまして、具体は77件プラス22件で99件の予算というふうなことでございます。

しからは、岩佐議員お尋ねの山元町でどれだけの業者が出てくるのかというふうなことでございますけれども、実は、我々、この制度が発足といいますか、宮城県知事から各自治体の首長とのウェブ会議の翌々日にはですね、全ての該当しそうな業種というふうなものについて調査しました。そして、翌日、調査した事業所全て回りました。回り切れないところについては個別の電話をしたというふうなことからしまして、現時点で把握している数字については、ちょっと幅ありますけれども、30から50ぐらいの間かなというふうに読んでございます。

以上になります。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

9番（岩佐孝子君）はい。やはり国としても、県としても、非常にこう、前向きな取組だなというふうに思います。ということで、多分業者さん、お店とかの方々は、書類の書き方とか非常に煩雑だということをやっていますので、その辺についてはきちっとした説明をして、懇切丁寧な対応をしていただいで、より多くの方々が、1件でも、1事業所でも多く受けられるような指導体制をつくっていただきたいということを望んで終わりにします。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第32号令和2年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第18. 議案第33号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。議案第33号令和2年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。

まず、今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ100万円を追加して、総額を1億7,424万円とするものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

お手元の議案書6ページをお開きください。

こちらは歳出予算の補正予算、事項別明細書になります。

こちら第2款保険給付費について、6項傷病手当に伴う新たな項を追加し、6目の傷病手当金の節に18節負担金及び補助金の補正となります。こちらは議案第30号でご説明しました国民健康保険加入者がコロナ感染症に感染したとき、または、感染が疑われる場合、療養のために仕事を休んだ期間給与等が支払われなくなった場合に支給する傷病手当100万円を計上するものであります。補正予算額の算定については、国民健康保険加入者の給与収入の実績に基づき、1月当たりの給与等に仕事が出来なかった期間を乗じ、その人数を見込んだ額を計上しております。

次に、歳入予算の補正額についてですが、ただいまのページの上段、5ページになります。

こちら第4款県補助金についてですが、1目保険給付費等交付金において、ただいま歳出でご説明した傷病手当の補正に対応する額が、緊急的、特例的な措置として全額国から財政支援があることから計上しております。金額については、歳出補正予算額と同額の100万円の補正となります。

以上が今回の補正予算第1号の内容となります。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8番遠藤龍之君の質疑を許します。

8番（遠藤龍之君）はい。この財政支援なんですけど、100パーセント、これは使わなかったら返すようになる性格のものですか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい。対象者がいない場合は返すような形になります。

8番（遠藤龍之君）はい。これは、手続は自動的にっていうことでない、申請つつうか、申告つつうか、多分そうだと思うんだけど、普通国保でないほうだと多分いろいろ企業等々でね、対応してくれる内容のものになってんではなかったかなと思うんだけど、国保についてはどうなのか。あくまでも本人の申請っていうことになつと、なかなかこのつらい部分もあるとかね、いろいろ状況があつと思うんだけど、その辺の対応。何で確認すかつつうと、せつかく100パーセント支援受けてるんだから、もし対象者がいれば100パーセントの対応したほうがいいのかということからの質問です。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。国民健康保険の傷病手当につきましては、申請行為ということで、申請書の様式もですね、示されておまして、被保険者のほうですね、申請していただいて、手当てのほうを支払うという形になります。

ただ、コロナウイルスに感染した場合ですね、誰が感染したかということも分かってしまうような状況になりますので、こちらはですね、申請があつたときは個人情報の管

理をしっかりしなければならぬ申請となります。

以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。これまでの状況を見ますと、ほとんど生まれてこないのかなと、こうは思うんだけど、しかしながら、周知はですね、きちっとして、そして十分対応できるような取組をしていただきたいということを伝えて終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第 33 号令和 2 年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第 19. 同意第 3 号を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第 3 号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現固定資産評価員の前副町長の樋口 保氏から、今年 3 月 31 日をもって固定資産評価員の職を辞する旨の申出がありましたので、その後任として、現副町長の菅野寛俊氏を選任するに当たり、議会の同意を求めため提案するものでございます。

何とぞご理解の上ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 90 番により討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから同意第 3 号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第3号は同意することに決定されました。

議 長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回山元町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時10分 閉 会
